

新規上場申請のための四半期報告書

(第7期第2四半期)

自 2022年7月1日

至 2022年9月30日

クオリップス株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	6
第3 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	12
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	13
2 役員の状況	14
第4 経理の状況	14
1 四半期財務諸表	15
(1) 四半期貸借対照表	15
(2) 四半期損益計算書	16
第2 四半期累計期間	16
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	17
2 その他	20
第二部 提出会社の保証会社等の情報	21

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 殿
【提出日】	2023年5月23日
【四半期会計期間】	第7期第2四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）
【会社名】	クオリプス株式会社
【英訳名】	Cuorips Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 草薙 尊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目11番5号 日本橋ライフサイエンスビルディング2、507
【電話番号】	03-6231-0043
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 井上 学
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目11番5号 日本橋ライフサイエンスビルディング2、507
【電話番号】	03-6231-0043
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 井上 学

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第7期 第2四半期累計期間	第6期
会計期間		自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高	(千円)	8,988	13,913
経常損失(△)	(千円)	△249,094	△373,140
四半期(当期)純損失(△)	(千円)	△250,193	△375,337
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	10,000	10,000
発行済株式総数	(株)	5,676,366	5,676,366
純資産額	(千円)	3,656,047	3,895,546
総資産額	(千円)	3,763,975	4,044,906
1株当たり四半期(当期)純損失(△)	(円)	△44.24	△66.60
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	96.7	95.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△408,450	△220,762
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△4,902	△28,444
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	10,694	48,541
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(千円)	2,939,124	3,341,782

回次		第7期 第2四半期会計期間
会計期間		自 2022年7月1日 至 2022年9月30日
1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△19.66

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
3. 当社は、第6期第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第6期第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
5. 第7期第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の四半期財務諸表並びに第6期事業年度の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビュー及び監査を受けております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っていません。

(1) 経営成績の状況

当第2四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されましたが、サプライチェーンの混乱による供給制約や、資源・エネルギー及び原材料価格の高騰等の影響により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社は、虚血性心疾患による重症心不全を適応症とするヒトiPS細胞由来心筋細胞シートの製造販売承認の取得に向け、大阪大学が実施する医師主導治験を継続して支援しております。

当第2四半期累計期間においては、2022年8月に順天堂大学医学部附属順天堂医院において医師主導治験の後半部分（コホートB）における第1症例目の移植が行われました。当社は移植に使用するヒトiPS細胞由来心筋細胞シートを自社細胞培養加工施設で製造し、同院へ輸送しました。なお、同院は被験者の術後の経過は良好であると公表しています。

（<https://www.juntendo.ac.jp/news/20220912-02.html>）

また、同医師主導治験の進捗を加速させるために、当社は治験参加施設の拡充や治験参加施設に対する同医師主導治験のサポート業務等を行いました。

同医師主導治験は、前半部分（コホートA）と後半部分（コホートB）に分かれており、コホートAでは2020年11月までに計3症例の被験者に対して移植が行われました。コホートBでは計5症例の被験者に対して移植が行われる計画になっています。

コホートAについては、現在、その有効性及び安全性を評価している段階にありますが、大阪大学の研究チームがコホートAの第1症例目を対象に有効性及び安全性について解析した結果、肯定的な評価を示唆する論文を発表しております。（<https://www.medrxiv.org/content/10.1101/2021.12.27.21268295v1.full>）

本論文では、移植後にヒトiPS細胞由来心筋細胞シートに関連する有害事象は認められず、また、心機能だけでなく、運動耐容能も改善し得る可能性が示唆されています。

本論文は、2022年8月2日に「Frontiers in Cardiovascular Medicine」誌の査読後、アクセプトされ、より詳細な情報を含んだ上で、公開されております。

（<https://www.frontiersin.org/articles/10.3389/fcvm.2022.950829/abstract>）

その他の研究開発活動におきましては、ヒトiPS細胞由来心筋細胞シートに続く新たな研究開発パイプラインの製品化に向けた取り組みを本格的に開始しております。当第2四半期累計期間においては、主に、①カテーテル、②体内再生因子誘導剤、③虚血性心筋症（海外）に関する研究開発活動を進めてまいりました。

①カテーテル

カテーテルによる新たな血管内アプローチでヒトiPS細胞由来心筋細胞を心臓へ移植する治療技術について、朝日インテック株式会社（本社：愛知県瀬戸市）との共同研究開発を進めております。循環器内科医が急性心筋梗塞（AMI）・慢性完全閉塞性病変（CTO）等の経皮的冠動脈インターベンション（PCI）時に併用することによって、開胸等の新たな侵襲を患者に加えることなく心機能の回復を高めるための治療技術の開発を行っております。

②体内再生因子誘導剤

オキシム誘導体（YS-1301）を低用量使用により体内再生因子（HGF、VEGF、SDF-1、HMGB1等）が誘導される薬理作用に基づき、細胞保護、抗線維化、抗炎症作用による血管新生、組織再生が期待されます。肝硬

変・非アルコール性脂肪肝炎（NASH）、閉塞性動脈硬化症（ASO）、慢性腎不全（CKD）、慢性閉塞性肺疾患（COPD）等への治療薬としての開発を目指します。小野薬品工業株式会社及び株式会社カルディオより物質特許・ノウハウ等の承継を完了しており、ターゲット疾患の薬効メカニズム検証・製剤開発を進めております。また、既に大阪大学との探索研究が進んでいる他、複数のアカデミアによる探索研究の準備を進めているとともに、並行して開発パートナーの探索を進めております。

③虚血性心筋症（海外）

上記ヒトiPS細胞由来心筋細胞シートについて、日本国内だけでなく販売地域を拡大し、アメリカ及び欧州で製造販売承認の取得を計画しております。現在は、海外での開発拠点の準備・体制整備、開発プランの策定及びアライアンス先の選定を行っております。

売上高については、前第3四半期会計期間より開始した製造開発受託サービス（CDMOサービス）は、当第2四半期累計期間においても堅調に推移いたしました。

この結果、当第2四半期累計期間の経営成績は、売上高8,988千円、営業損失249,099千円、経常損失249,094千円、四半期純損失250,193千円となりました。

当第2四半期累計期間において発生した研究開発費（総額）は282,468千円でありましたが、当社は共同研究開発のパートナー企業から共同研究開発費（以下、共同研究開発費受入額）を受領しており、共同研究開発費受入額を控除した金額97,121千円を販売費及び一般管理費において研究開発費として計上しております。

なお、当社は、再生医療等製品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第2四半期会計期間末の流動資産の残高は、前事業年度末に比べ243,351千円減少し、3,123,739千円となりました。これは主に、前渡金が93,152千円、その他の流動資産が63,685千円増加したものの、研究開発費や事業運営費の支出により現金及び預金が402,658千円減少したことによるものであります。固定資産は、前事業年度末に比べ37,580千円減少し、640,236千円となりました。これは主に、減価償却費の計上によるものであります。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べ280,931千円減少し、3,763,975千円となりました。

(負債)

当第2四半期会計期間末の流動負債の残高は、前事業年度末に比べ41,142千円減少し、71,268千円となりました。これは主に、預り金が52,452千円減少したことによるものであります。固定負債は、前事業年度末に比べ290千円減少し、36,659千円となりました。これは主に、繰延税金負債が326千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べ41,432千円減少し、107,928千円となりました。

(純資産)

当第2四半期会計期間末の純資産の残高は、前事業年度末に比べ239,499千円減少し、3,656,047千円となりました。これは主に、四半期純損失の計上によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、408,450千円の支出となりました。これは主に、税引前四半期純損失を249,094千円計上したことや、前渡金の増加額93,152千円、未収入金の増加額58,464千円、預り金の減少額52,452千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、4,902千円の支出となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出が5,500千円発生したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、10,694千円の収入となりました。これは主

に、自己株式の処分による収入が9,364千円、新株予約権の発行による収入が1,330千円発生したことによるものであります。

- (4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定
新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容」中の「重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」の記載について重要な変更はありません。
- (5) 経営方針・経営戦略等
当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。
- (6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題
当第2四半期累計期間において、当社が定めている優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。
- (7) 研究開発活動
当第2四半期累計期間における研究開発活動の金額は、『1) 経営成績の状況』に記載のとおりであります。
なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。
- (8) 従業員数
当第2四半期累計期間において、当社の従業員数について著しい変動はありません。
- (9) 生産、受注及び販売の実績
当第2四半期累計期間において、当社の生産、受注及び販売の実績について著しい変動はありません。
- (10) 主要な設備
当第2四半期累計期間において、主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等による著しい変動や、計画の著しい変更はありません。
- (11) 資本の財源及び資金の流動性についての分析
新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容」中の「キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報」の記載について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	69,500,000
計	69,500,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年3月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,676,366	5,676,366	非上場	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。
計	5,676,366	5,676,366	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第3回新株予約権

決議年月日	2022年8月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 社外協力者 2
新株予約権の数(個)※	35,000 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 35,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1,400 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年8月12日 至 2032年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,438 資本組入額 719 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の決議による 承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※新株予約権の発行時(2022年8月12日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき38円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
- (a) 1,400円（ただし、(注) 3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割り当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 1,400円（ただし、(注) 3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内いずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1,400円（ただし、(注) 3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,400円（ただし、(注) 3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。
- ②新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合には、権利行使期間（以下、「行使期間」という。）中といえども、直ちに新株予約権を喪失する。
- (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、当社に対する背信行為もしくは反社会的な行為があった場合において、これにより懲戒解雇され、または辞職・辞任した場合
 - (c) 当社の就業規則その他の社内諸規則等に違反して当社及び当社の関連会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員その他構成員になった場合、または以下③ただし書きの適用後に当社及び当社の関連会社と競合する会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員その他構成員になったものと取締役会が認めた場合
 - (d) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
- ③新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員または当社と業務上もしくは共同研究活動上の関係を有する職務にあることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以

上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(a)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(b)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(a)記載の資本金等増加限度額から、(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧その他新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
- ⑨新株予約権の取得事由及び条件
(a)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
(b)新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第4回新株予約権

決議年月日	2022年8月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 27
新株予約権の数(個)※	84,000 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 84,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1,400 (注)2
新株予約権の行使期間 ※	本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所(以下、単に「金融商品取引所」という。)に上場した日から2年後の応当日の翌日から2032年8月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,400 資本組入額 700
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3

新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※新株予約権の発行時（2022年8月12日）における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. ①本新株予約権は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り行使が可能となるものとする。

②新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、次のいずれかに該当した場合には、権利行使期間（以下、「行使期間」という。）中といえども、直ちに新株予約権を喪失する。

(a) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(b) 当社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、当社に対する背信行為もしくは反社会的な行為があった場合において、これにより懲戒解雇され、または辞職・辞任した場合

(c) 当社の就業規則その他の社内諸規則等に違反して当社及び当社の関連会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員その他構成員になった場合、または以下③ただし書きの適用後に当社及び当社の関連会社と競合する会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員その他構成員になったものと取締役会が認めた場合

(d) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

③新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権

者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注) 1 に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(a)記載の資本金等増加限度額から、(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧その他新株予約権の行使の条件
(注) 3 に準じて決定する。
- ⑨新株予約権の取得事由及び条件
 - (a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、(注) 3 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年7月1日～ 2022年9月30日	—	5,676,366	—	10,000	—	2,455,250

(5) 【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
第一三共株式会社	東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号	1,000,000	17.67
イノベーション京都2016投資事業 有限責任組合	京都府京都市左京区吉田本町36番地1	580,000	10.25
テルモ株式会社	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号	530,000	9.36
大幸薬品株式会社	大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号	500,000	8.83
SBI Ventures Two株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	500,000	8.83
JICベンチャー・グロース・ファ ンド1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	500,000	8.83
ジャフコSV6投資事業有限責任組 合	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	400,000	7.07
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	273,333	4.83
京大ベンチャーNVCC2号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	216,000	3.82
澤 芳樹	兵庫県西宮市	128,000	2.26
計	—	4,627,333	81.74

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 15,600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 5,660,600	56,606	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 166	—	—
発行済株式総数	5,676,366	—	—
総株主の議決権	—	56,606	—

② 【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
クオリプス株式会社	東京都中央区日本橋本町三丁目11番5号	15,600	—	15,600	0.27
計	—	15,600	—	15,600	0.27

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,341,782	2,939,124
売掛金	1,660	528
棚卸資産	※ 10	※ 3,610
前渡金	3,300	96,452
その他	20,337	84,023
流動資産合計	3,367,090	3,123,739
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	468,704	449,215
その他（純額）	165,145	143,322
有形固定資産合計	633,850	592,538
無形固定資産	—	5,500
投資その他の資産	43,966	42,198
固定資産合計	677,816	640,236
資産合計	4,044,906	3,763,975
負債の部		
流動負債		
未払金	43,636	40,447
未払法人税等	2,850	1,425
預り金	59,782	7,329
契約負債	—	22,000
その他	6,141	66
流動負債合計	112,410	71,268
固定負債		
繰延税金負債	8,656	8,330
資産除去債務	28,292	28,329
固定負債合計	36,949	36,659
負債合計	149,360	107,928
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	4,904,396	4,908,744
利益剰余金	△1,017,877	△1,268,071
自己株式	△16,764	△11,748
株主資本合計	3,879,754	3,638,925
新株予約権	15,792	17,122
純資産合計	3,895,546	3,656,047
負債純資産合計	4,044,906	3,763,975

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
売上高	8,988
売上原価	2,779
売上総利益	6,209
販売費及び一般管理費	※1、※2 255,309
営業損失(△)	△249,099
営業外収益	
その他	5
営業外収益合計	5
営業外費用	
その他	1
営業外費用合計	1
経常損失(△)	△249,094
税引前四半期純損失(△)	△249,094
法人税等合計	1,099
四半期純損失(△)	△250,193

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失(△)	△249,094
減価償却費	41,516
売掛金の増減額(△は増加)	1,131
棚卸資産の増減額(△は増加)	△3,599
前渡金の増減額(△は増加)	△93,152
未収入金の増減額(△は増加)	△58,464
未払金の増減額(△は減少)	△3,189
預り金の増減額(△は減少)	△52,452
契約負債の増減額(△は減少)	22,000
その他	△10,294
小計	△405,600
法人税等の支払額	△2,850
営業活動によるキャッシュ・フロー	△408,450
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△203
無形固定資産の取得による支出	△5,500
その他	801
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,902
財務活動によるキャッシュ・フロー	
新株予約権の発行による収入	1,330
自己株式の処分による収入	9,364
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,694
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△402,658
現金及び現金同等物の期首残高	3,341,782
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,939,124

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

※ 棚卸資産の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2022年9月30日)
仕掛品	一千円	3,603千円
貯蔵品	10	6

(四半期損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
研究開発費	97,121千円

※2 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

当社はパートナー企業と共同研究開発を行っております。

損益計算書の販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は、当社が負担した額のみを研究開発費として計上しており、当社で発生した研究開発費（総額）からパートナー企業より受領した共同研究開発費受入額を控除しております。

当社で発生した研究開発費（総額）、パートナー企業から受領した共同研究開発費受入額、損益計算書の販売費及び一般管理費に計上されている研究開発費はそれぞれ以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
研究開発費（総額）	282,468千円
共同研究開発費受入額	△185,346
研究開発費	97,121

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金勘定	2,939,124千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	2,939,124

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

当社は、再生医療等製品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

顧客との契約から生じる収益	8,988千円
CDMO・コンサルティングサービス	8,988
その他の収益	—
外部顧客への売上高	8,988

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△44円24銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△250,193
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△250,193
普通株式の期中平均株式数(株)	5,655,328

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

第1回及び第3回新株予約権の行使

当社が2021年10月11日に発行した第1回新株予約権及び2022年8月12日に発行した第3回新株予約権の一部について、2023年4月28日に権利行使されております。当該新株予約権の権利行使の概要は以下のとおりであります。

- (1) 行使された新株予約権の数
 - 第1回新株予約権 177,050個
 - 第3回新株予約権 4,500個
- (2) 発行した株式の種類及び数
 - 普通株式 181,550株
- (3) 増加した資本金の額
 - 94,150千円
- (4) 増加した資本準備金の額
 - 94,150千円

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年5月16日

クオリプス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 邊 道 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江 森 祐 浩

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているクオリプス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第7期事業年度の第2四半期会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、クオリプス株式会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上